

# 川越運動公園総合体育館使用料

## 専用利用

施設の区分		基本使用料(1時間につき)			小・中学生
		施設使用料	附帯設備使用料		
			照明設備	その他の設備	
メインアリーナ	全 面	4,000 <sup>円</sup>	2,600 <sup>円</sup>	冷暖房設備(観覧席) 6,700円 電光得点表示装置(一式) 300円 放送設備(一式) 300円	左記の 半 額
	3分の2面	2,700	1,800		
	2分の1面	2,000	1,300		
	3分の1面	1,400	900		
	バドミントン1面	400	100		
	卓球1面	200	100		
サブアリーナ	全 面	1,000	300		
	バドミントン1面	400	100		
	卓球1面	200	100		
武道場1		600			
武道場2		600			
弓道場		600			
会議室1・2・3、選手控室1・2		各100			
<b>割増使用料(上記の基本使用料にそれぞれ加算されます)</b> 市外居住者の利用(坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する者の利用を除く。)・・・施設使用料・附帯設備使用料相当額(1時間につき) アマチュアのスポーツ又はレクリエーション以外の利用・・・施設使用料の2倍の額(1時間につき) 営業又は宣伝を目的とする利用・・・施設使用料の9倍の額(1時間につき) 入場料等を徴収する利用・・・1人1回に徴収する最高の入場料等の100倍の額(1日につき)					

## 個人利用

### 1. 利用券

施設の区分	基本使用料(1時間につき)	小・中学生
武道場1	100 <sup>円</sup> (1時間につき)	左記の 半 額
武道場2	100(1時間につき)	
弓道場	100(1時間につき)	
トレーニングルーム	300(1回につき)	
<b>割増使用料</b> 市外居住者の利用・・・2倍の額(1時間・1回につき)		

### 2. 回数券

施設の区分	単 位	一 般	小・中学生
武道場1・2	1時間券11枚綴り	1,000 <sup>円</sup>	左記の 半 額
弓道場	1時間券11枚綴り	1,000	
トレーニングルーム	1回券11枚綴り	3,000	
市外居住者・・・2倍の額			

### 備考

坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する者が利用する場合は、割増使用料を徴収しない。

# 川越運動公園陸上競技場使用料

## 1. 専用利用

### ア.

区 分		時 間		
		午 前 9時～12時	午 後 1時～5時	一 日 9時～5時
陸上競技場		4,500円	6,000円	12,000円
附帯 設備	放送設備	700円	900円	1,800円
	スコアボード	700円	900円	1,800円
(超過使用料) 1時間につき、それぞれ午前または午後の使用料の2分の1の額。 (延長使用料) 4月1日から8月31日までの間、午後5時から午後6時まで延長して利用する場合は、 それぞれ午後の使用料金の1時間相当額。				

イ. 入場料等を徴収して利用する場合は、上記のうち陸上競技場使用料の10倍の額です。

ウ. 市外居住者が利用する場合は、ア、イそれぞれの使用料の2倍の額です。  
 ただし、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する者の使用料は規定の額とする。

## 2. 個人利用

### ア. 利用券

区 分				
		市外居住者		
一	般	1日1回	200円	400円
小中学校児童生徒		1日1回	100円	200円

### イ. 回数券

区 分		単 位		
		市外居住者		
一	般	11枚綴り	2,000円	4,000円
小中学校児童生徒		11枚綴り	1,000円	2,000円

### 備考

市外居住者が利用する場合は、それぞれの使用料の倍額とする。

ただし、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者又は当該区内に在学し、若しくは在勤する者の使用料は規定の額とする。

# 川越運動公園テニスコート使用料

(単位：1面)

施設等	区分	時間単位	市内居住者		市外居住者
			一般	児童・生徒	
テニスコート		2時間	400円	200円	800円
附帯設備	夜間照明	1時間	200円	100円	400円
壁打練習コート		1時間	100円	50円	200円

「児童生徒」とは、小学生・中学生・高校生をいいます。

## 備考

坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する者の使用料は、市内居住者の区分による使用料と同額とする。